

税金考

暮らしの現場で

▶4

「司法はどうして私を守ってくれなかったのか」
1月下旬、福岡市で暮らす森久枝さん(仮名、69)に怒りがよみがえった。2008年に国に敗訴した税務訴訟の資料を久しぶりにめくった時のことだ。

きっかけは04年4月施行の所得税法の改正だった。改正法は不動産売却で生じた損失とその他の所得を相殺し税負担を減らす仕組みを封じた。問題は「04年1月以降の譲渡にさかのぼって適用する」とした改正法の規定だ。同年3月に不動産を売った森さんには改正法が適用され税負担が173万円増えてしまった。

規定は「違憲だ」

日本国憲法84条は「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」と定めている。

改正法の規定は違憲だ。森さんは母親の介護の傍ら弁護士をつけずに福岡地裁に提訴。一審は勝訴したが二審の福岡高裁は「租税法は立法府の政策的、技術的な判断に委ねるほかに、その裁量的判断を尊重せざるを得ない」として逆転敗訴。3年に及ぶ争いに疲れ果てた森さんは上告を

司法の監視、頼りなく

三権分立の死角



税の世界では司法による立法と行政の監視が働いてく

断念した。

小学校で習う三権分立。権力の乱用を防ぐため、法律を作る立法府(国会)、法律の執行を担う行政府、法律や行政行為が憲法に違反していないか判断する司法(裁判所)がけん制し合う仕組みだが、税の世界ではなかなか通用しない。

課税判断に問題があると感じた場合、納税者はまず「国税不服審判所」に訴えることができるが、審判所は国税庁の付属機関として設立された行政府の一組織だ。課税判断を覆す事例は8%にとどまる。審判所での判断が不当と考えるなら裁判所(司法)に訴えることができるが、その独立性にも疑問符がつく。

「税法事件は嫌」

「税法事件は嫌だった」。24年前の1992年、最高裁判事を退官した故伊藤正己氏は講演で赤裸々な告白をした。「税法は非常に分かりにくい。裁判所は長く行われている実務を覆すのに臆病で、税務行政の実務を

容認しようという考え方がでてる。(税法事件の)処理後、空虚感があった」

この四半世紀で改善したのだろうか。2009年まで最高裁判事だった泉徳治弁護士(77)は「実態は今もほぼ変わらない」という。昨年12月、ドイツから来

日した司法修習生は「税法事件も交通事故訴訟も同じ裁判所で扱うのか」と驚いた。ドイツには税務専門の裁判所があり年5万件以上の訴訟を扱う。裁判官はみな税の専門家だ。

専門知識の乏しさを補うため日本の裁判官は「調査官」をスタッフとして活用できる。だが、東京地裁裁判官室の隣の行政調査官室に詰める調査官は3人全員が国税庁からの出向者。特許訴訟を扱う知財部は民間弁理士も調査官としている。税の裁判は行政当局の判断に引きずられやすい。

1000兆円超の借金を抱えた国は徴税の強化に動かざるを得ない。さわどい課税判断を下す事例が増えかねないが、司法の税に対する苦手意識は改善を見通しにくい。15年の新司法試験の選択科目で「租税法」を選んだ合格者はわずか6%。労働法の31%、倒産法21%と比べ不人気が際立つ。

「私は誰に頼ればよかったのか」。福岡市の森さんのつづやきが重い。

「」の項おわり

上杉素直、植松正史、高岡憲人、江刈智弘、飛田臨太郎、藤田心が担当しました。